

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 37 回食品表示部会

日時 : 2009 年 5 月 4 日 (月) ~5 月 8 日 (金)  
 場所 : カルガリー (カナダ)

## 仮議題

1.	議題の採択
2.	部会に付託された事項
3.	コーデックス規格案における表示事項の検討
4.	FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について
a)	任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改訂案 (ステップ 3)
b)	義務的栄養表示に関する討議文書
c)	栄養表示の読みやすさについての基準・原則提案 (ステップ 3)
d)	食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略で特定された食品原材料を取扱う表示規定に関する討議文書
5.	有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン
a)	改訂案 (付属文書 1) : 他の果実へのエチレンの追加 (ステップ 6)
b)	改訂案 (付属文書 2) : ロテノンの削除 (ステップ 3)
6.	遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示
a)	包装食品の表示に関する一般規格の改正案 (遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告案) : 定義 (ステップ 7)
b)	遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品に関する勧告原案 (ステップ 3)
7.	食品表示に関するコーデックステキストの編集上の修正
8.	包装食品の正味量表示に関する OIML の勧告に沿った包装食品の表示に関する一般規格の修正
9.	規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する討議資料
10.	その他の事項、今後の作業及び次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

※ 標記会合に先立ち、2009 年 5 月 2 (土) に「食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について」に関する作業部会が開催される予定。

## 第 37 回食品表示部会(CCFL)の主な検討議題

日時：2009年5月4日（月）～5月8日（金）

場所：カルガリー（カナダ）

主要議題の検討内容

**議題 4 FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について**

- a) 任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改訂案
- b) 義務的栄養表示に関する討議文書
- c) 栄養表示の読みやすさについての基準・原則提案
- d) 食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略で特定された食品原材料を取扱う表示規定に関する討議文書

2004年5月のWHO総会にて採択された、生活習慣病の疾病率と死亡率の低減を目指した取組のための戦略（WHO世界戦略）に関し、コーデックスとしてどのような対応が可能か、表示部会と栄養・特殊用途食品部会に対して検討が求められているもの。CCFLにおいては、記a)～d)の4つのポイントについて、それぞれ電子的作業部会を設置して議論することが前回会合で合意された。

わが国としては、WHO 世界戦略の重要性は認めるものの、食生活は各国によって異なり、注意すべき栄養素も自ずと異なること等に留意しつつ、WHO 世界戦略の実施に適した表示規定が策定されるよう対応したい。

**議題 5 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン**

「有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン」（GL 32-1999, Rev. 1-2001）に関し、キウイフルーツとバナナ以外の果実へのエチレンの追加（ステップ6）及び魚毒性の高いロテノンの「使用可能な農薬リストからの削除」について検討を行うこととなっている。

**a) 改訂案（付属文書1）：他の果実へのエチレンの追加（ステップ6）**

我が国は、従来より、キウイフルーツとバナナ以外の果実へのエチレンの追加については、その必要性に関する科学的根拠が必要としており、同様の立場で対応したい。

**b) 改訂案（付属文書2）：ロテノンの削除（ステップ3）**

魚毒性が強いこと、代替しうる資材も存在することから、ロテノンを使用可能な資材から削除することを支持する。しかしながら、ロテノンは分解が早く、

水域環境に対して慢性的な影響を与えるものではないこと、また、代替資材を入手できない地域もあるとの事情に鑑み、使用に際しては水系に入らないよう限定することとの注釈を追加することでも差し支えないとの立場で対応したい。

#### **議題 6 遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示**

**a) 包装食品の表示に関する一般規格の改正案（遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告案）：定義（ステップ 7）**

**b) 遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品に関する勧告原案（ステップ 3）**

第 36 回 CCFL において、ステップ 4 となっていた、遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案に代えて、今後は、2008 年 1 月にガーナにおいて開催された作業部会で作成した文書（現行のコーデックス文書に掲載されている表示の規定のうち、遺伝子操作技術由来／遺伝子組換え食品及び原材料の表示にも適用できる規定を整理した作業文書）ガイダンス文書をベースとして、これを遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示の際のガイダンスとするかどうかも含め議論を進めていくことが合意された。なお、「ガイドライン」ではなく「勧告」案とし、ステップ 3 から議論を始めることとなっている。

我が国としては、勧告案に関して、コンセンサス形成を目指して努力すべきとの観点で対応したいが、コンセンサスが得られない場合は、各国のアプローチの多様性を認め、それらが尊重されることが重要であるとの立場で対応したい。